

船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届（管轄外）

【手続概要】

この届出は、年金事務所の管轄地域外へ船舶所有者の住所の変更（同時に氏名変更があった場合を含む）があった場合、当該事実があった日から速やかに船舶所有者が行うものです。

管轄外への住所変更の場合は、船舶所有者整理記号とともに、管轄の年金事務所が変更となります。また、管轄が変更される年月日は、届書の処理年月日により次のとおり決定します。

- ・処理年月日が1日から末日の前日までの場合…翌月の1日が変更年月日
- ・処理年月日が末日の場合…翌々月の1日が変更年月日

※届書の受付日によって異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

○船舶所有者は現在交付されている「船員保険 被保険者証」および「船員保険 資格確認書」を従業員から回収し、全国健康保険協会船員保険部へ返送する必要があります。

すでに「船員保険 資格確認書」が交付されている被保険者には、全国健康保険協会船員保険部から新資格確認書が船舶所有者へ送付されますので、船舶所有者は引き換えに旧資格確認書を回収して全国健康保険協会船員保険部へ返送する必要があります。

なお、それ以外の被保険者で、「船員保険 資格確認書」が必要な場合は、船舶所有者を経由して全国健康保険協会船員保険部に直接申請してください。

【添付書類】

以下の1. と2. それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

なお、添付書類のうち、法人（商業）登記簿謄本のコピーおよび住民票の写しのコピーは、直近の状態を確認するため、提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出いただくことになりますのでご注意ください。

1. 法人の場合

法人（商業）登記簿謄本のコピー（法人登記簿謄本で証明されている住所と、届書に記載された住所が異なるときは、事実確認書類※の添付が必要となります。）

- ・登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html)をご確認ください。

2. 個人の場合

船舶所有者の住民票の写しのコピー（住民票で証明されている住所と、届書に記載されている住所が異なるときは、事実確認書類※の添付が必要となります。また、住所のみの変更の場合については、事実確認書類※の添付があれば、住民票の写しのコピーの添付は不要です。）

※事実確認書類の例

- ・公共料金の領収書のコピー
- ・クレジットカードの請求書のコピー

- ・不動産登記簿謄本のコピー
- ・賃貸借契約書のコピー
- ・事業所パンフレットのコピー
- ・新聞広告のコピー
- ・その他客観的に住所が確認できる書類

3. その他

保険料を口座振替により納付される口座が変更となる場合は、「船員保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」を添付してください。

【提出先】

変更前の船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請